

多治見市告示第 156 号

是正請求事案（除住民票交付拒否に係る異議申立て事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成 21 年条例第 42 号）第 37 条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成 22 年規則第 28 号）第 22 条の規定の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成 23 年 6 月 16 日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 除住民票交付拒否に係る異議申立て事案
- 2 答 申 日 平成 22 年 10 月 13 日
- 3 答 申 是正請求を棄却すべきと考える。
- 4 事案概要 是正請求人がした、同人の子の除住民票の交付請求に対し、市は、子及びその母親（是正請求人の妻）が住民基本台帳事務における支援措置対象者(※)であることを理由に、交付を拒否したことに対し、交付すべきであるとして異議申立てしたもの
(※)住民基本台帳法第 12 条第 6 項及び多治見市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に係る住民票の写しの交付等の制限に関する条例第 3 条に基づく措置の対象者

5 審査会の判断概要

住民票等の交付制限措置は、全国の自治体において同様に講じられているものであり、その第一の目的が被害者保護を図ることであることを踏まえると、交付しなかったことは妥当であったと考える。